

神戸市 農業委員会だより

2025 年度（春 号）

発行：神戸市農業委員会事務局

電話 078-984-0387

FAX 078-984-0388

第 78 回 ～ 80 回 月例総会 結果報告等

【現地調査を実施】

月例総会で審議する案件について、農業委員と事務局職員で1月17日(金)、2月17日(月)、3月17日(金)に現地調査を行いました。



【審議・決定結果概要】

月例総会の結果は以下のとおりです

総会開催日【 78 回 】 1 / 30(木)
【 79 回 】 2 / 28(金)
【 80 回 】 3 / 28(金)

		件 数		
		78回	79回	80回
農地の権利移動(法3条)	所 有 権 移 転	2	14	9
農地の権利移動(相続等、許可不要)(法3条の3)		10	11	12
権利移動を伴わない転用(法4条)	市 街 化 区 域	1	1	2
	調整区域	3	4	4
権利移動を伴う転用(法5条)	市 街 化 区 域	1	1	5
	調整区域	2	4	1
賃借権の解約(法18条)		15	13	6
利用権の設定		52	88	—

【 新規就農者のご紹介 】

1月から3月に新たに新規就農された方は次のとおりです。地元農家の皆様、どうぞよろしくお願ひします。

新規就農者	年齢	就農地
花原 暁	40 代	西区岩岡町
宮竹 志穂美	40 代	西区櫛谷町
石本 英司	50 代	西区神出町
福岡 美砂	50 代	北区大沢町

新規就農者	年齢	就農地
海川 健太郎	40 代	西区押部谷町
泉山 祐士	30 代	西区押部谷町
ホプキン ショーン	50 代	西区神出町
高原 崇	50 代	西区神出町

【 相続等の届出について 】

相続等によって農地の権利を取得した場合は、農地法第3条の3の規定により、その農地がある市町村の農業委員会に届け出が必要です。

なお、令和7年4月1日より、届出者の負担の軽減を図るため、登記簿謄本の写し等の添付は不要としました。



詳細はこちらをご参照ください。

【 各種申請書のダウンロードについて 】

農業委員会へ提出する各種申請書は、ホームページからもダウンロードできます。



詳細はこちらをご参照ください。

第 19 回 農地利用最適化推進委員会 第 78 回 月例総会 第 13 回 定期総会を開催しました！

令和7年1月30日(木)に神戸三宮東急REIホテルにおいて第78回月例総会・第19回農地利用最適化推進委員会・第13回定期総会を開催しました。

定期総会では、農地等利用最適化推進施策に関する専門部会の設置や最適化の推進に関する指針の改正などについて話し合いました。



令和6年度 視察研修を行いました！



農業委員・推進委員の研鑽を図るため、令和7年3月11日(火)に委員 23 名が加東市を視察しました。

加東市農政課の職員から、「もち麦」による新たな特産品づくりを推進していることなど、農業振興施策について説明を受けました。

また、主に山田錦を生産し、グローバル GAP の取得や6次産業化など特徴的な取り組みを行っている「株式会社 玄米家」を訪問し、藤本善仁専務取締役より法人の経営ビジョンや先進的な取組の説明を受け、新たな知見を多く得ることができ、有意義な研修となりました。

【 人事異動のお知らせ 】

【 委 嘱 】

役職名	氏 名	備 考
副参与	上田 泰	経済観光局副局長（農政計画課長事務取扱）

【 転 入 】

新	旧	氏 名
農業委員会事務局 係長	西区総務部地域協 働課 係長	丹羽 雄亮
農業委員会事務局 職員	北農業振興センター 職員	岡田 勝正
農業委員会事務局 職員	経済観光局農水産 課 職員	山田 佳世
農業委員会事務局 (北相談窓口) 会計年度職員	北農業振興センター 専門役	鈴木 壽也

【 転 出 】

新	旧	氏 名
西農業振興センター 係長	農業委員会事務局 係長	朝生 宗徳
中央区総務部保険 年金医療課 職員	農業委員会事務局 職員	中嶋 健一

【 退 職 】

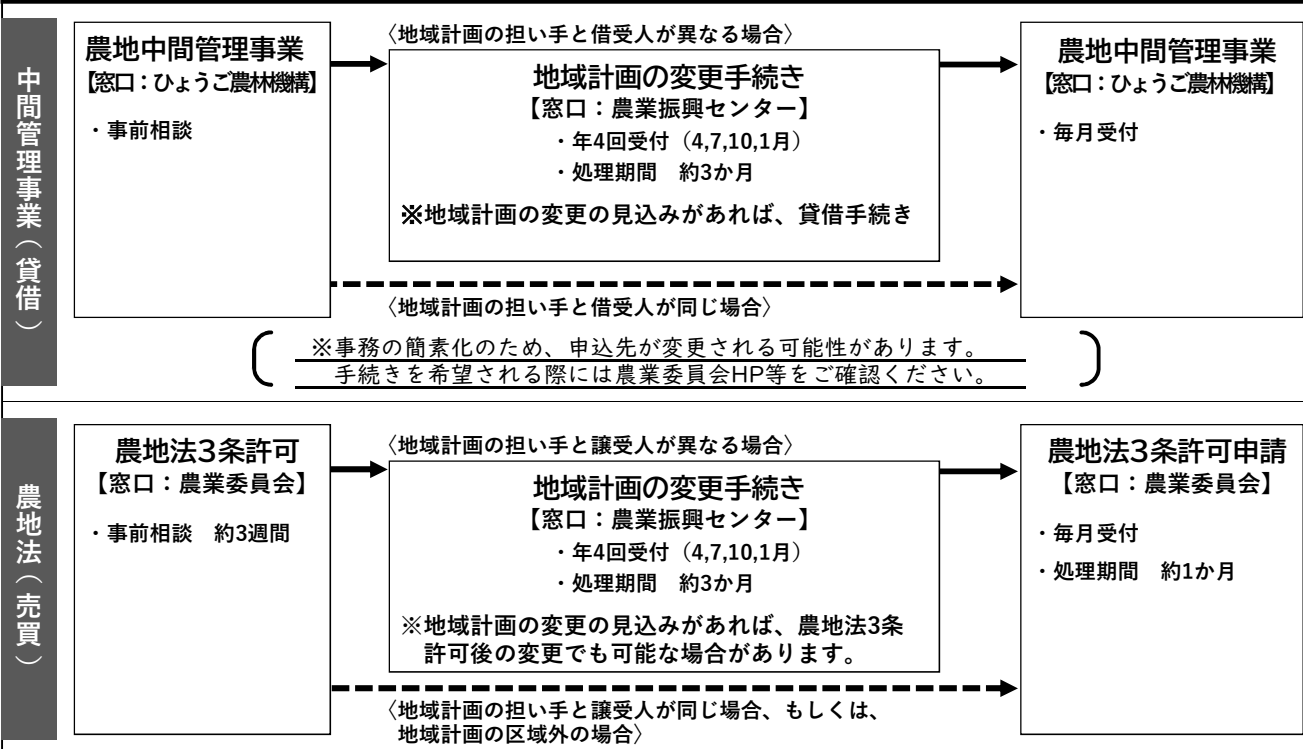
職 名	氏 名
職員	松本 捺美
会計年度職員 (北相談窓口)	後 秀明

地域計画と農地の貸借・売買、転用の手続きについて

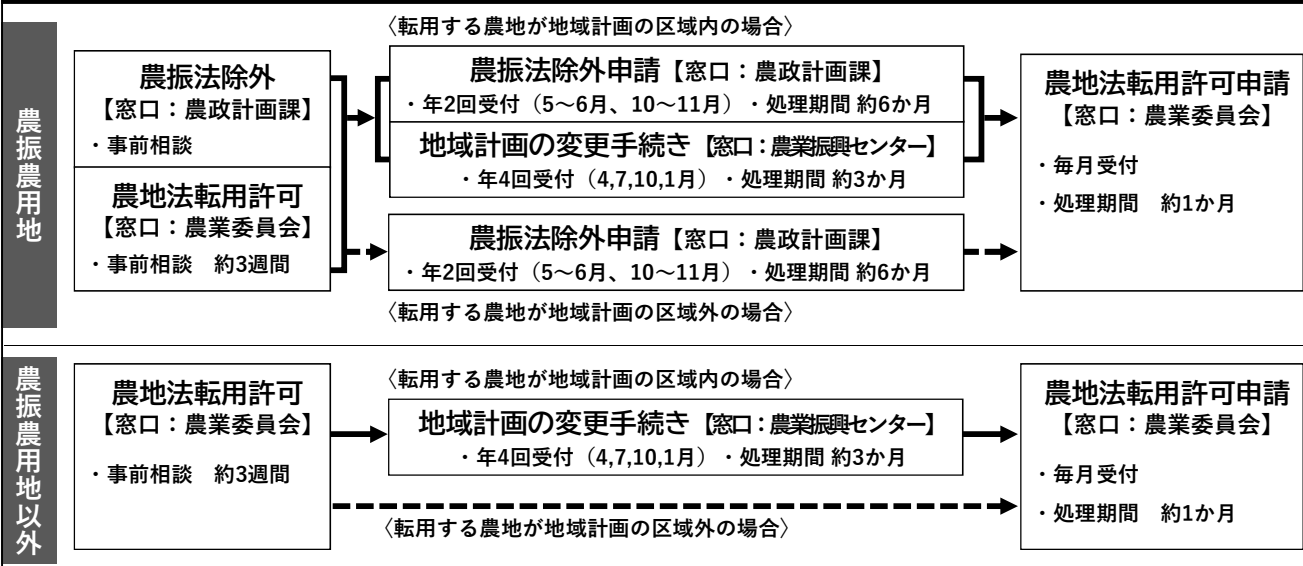
- 神戸市では令和7年3月31日に「地域計画」を策定しました。
- 地域計画の区域内の農地の貸借・売買の借受人・譲受人は、その農地の担い手として位置付けられていなければいけません。（地域計画の担い手と異なる場合は、地域計画の変更が必要）
- 地域計画の区域内の農地を転用する場合は、事前に地域計画の変更が必要です。
- 利用権設定事業は令和7年4月から農地中間管理事業に統合されました。

農地法の申請は事前相談後に受け付けます。必ず事前にご相談ください。

地域計画の区域内の農地を貸借・売買する場合（農地中間管理事業・農地法第3条許可）



市街化調整区域の農地を転用する場合（農地法第4条、第5条許可）



お問い合わせ先

- 【農地法】農業委員会事務局（中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館2階 tel(078)984-0387）
- 【地域計画】（西区）西農業振興センター（西区伊川谷町潤和1058 西神文化センター2階 tel(078)975-6860）
（北区）北農業振興センター（北区藤原台中町1-2-1 北神中央ビル7階 tel(078)982-2810）
- 【農振法】農政計画課（中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館3階 tel(078)984-0371）
※農用地区域内外の判定は、西・北農業振興センター
- 【農地中間管理事業】ひょうご農林機構 神戸農地管理事務所（長田区浪松町3-2-5 tel(078)742-8325）

神戸市農地等賃借料情報（参考）

令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)に利用権が設定(公告)された賃貸借における賃貸借料水準(10a当たり)は、以下のとおりとなっています。

1. 田

地域名	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	データ数
有 野	11,000	15,000	10,000	23
山 田	8,000	12,300	4,100	11
道 場	9,700	20,200	4,600	79
八 多	10,500	15,000	3,000	21
大 沢	9,400	15,000	5,200	25
長 尾	11,900	17,400	3,800	33
上淡河	9,900	15,400	3,900	58
淡 河	9,300	19,900	4,500	31
伊川谷	10,300	20,000	4,400	39
櫛 谷	9,900	21,500	5,500	47
押部谷	10,000	18,500	4,000	143
玉 津	13,800	20,300	7,700	8
平 野	11,000	21,500	4,400	61
神 出	9,500	15,200	5,000	112
岩 岡	10,500	20,000	5,000	64
神戸市全域	10,300	21,500	3,000	755

2. 畑

地域名	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	データ数
神戸市全域	10,300	22,400	4,700	66

*1 データ数は、集計に用いた筆数です。

*2 標準的な賃借料を算出するため、全賃借料の平均値±(平均値×70%)を超えるものを除いています。

*3 金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位としております。

※ 参考

令和6年度の利用権設定数は、703件となっています。

(内訳は、賃借権の設定が487件、使用貸借権の設定が216件です。)